

様式第 1 （第 1 条関係）

（別表 1）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
<u>現状</u>	
<u>（１）地域の災害リスク</u>	
（地震・津波） 内閣府のホームページによれば紀伊半島沖合の南海トラフ沿いでは、過去にマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生しており、6 8 4 年以降少なくとも 9 回の巨大地震が発生したことが分かっています。これらの地震の全てで津波が記録されており、多数の犠牲者がでています。和歌山県地震被害想定調査(平成 2 6 年 3 月)によれば今後当町において想定される、地震、津波の規模としては、東海・東南海・南海 3 連動地震では、マグニチュード 8. 7、最大津波高 7 m、南海トラフ巨大地震では、マグニチュード 9. 1、最大津波高 1 5 m が想定されており、人的被害、建物被害は、3 連動地震では、死者数 5 5 0 人、全壊 1, 9 0 0 棟、南海トラフ巨大地震では、1, 3 0 0 人、3, 3 0 0 棟の被害が予想されます。	
（洪水） 和歌山県が公表した浸水想定区域によると、切目川では、流域の 1 2 時間総雨量を 6 6 9 ミリとして浸水シミュレーションが行われており、河口から上流約 1 4 キロにわたる川沿いで浸水が想定されている。特に浸水が多いと想定されたのは、河口付近の左岸側で田畑が多い地域である。印南川では、流域の 1 2 時間総雨量を 7 6 7 ミリとして浸水シミュレーションが行われており、河口付近から約 8 キロの上流まで浸水するものと想定されている。	
（土砂災害） 印南町では、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりがあげられます。急傾斜地崩壊危険箇所としては、切目川、印南川、王子川の河川沿いの急斜面に多く、このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、3 2 箇所あります。土石流危険渓流は、主に切目川、印南川の中・上流のほとんどの集落に分布します。また、山地災害危険箇所は、山間・中山間地域の集落を中心に分布しています。	
（その他） 印南川流域の洪水のリスク等については、先のとおりであるが印南地内においては、内水被害の発生するおそれがあります。大型台風や豪雨時の住家、農地、道路、商業施設等の浸水が想定されます。	

2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3 4 5 人
- ・小規模事業者数 3 1 4 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	7 0	6 9	町内に広く分散している
	製造業	2 7	2 3	沿岸部や印南川、切目川沿いに多い
	卸小売業	1 0 1	8 8	本町の中心部である印南地区に多い
	飲食業・宿泊業	3 1	2 8	印南地区や国道42号線沿いに多い
	サービス業	8 0	7 4	町内に広く分散している
	その他	2 5	2 3	

(3) これまでの取組

①当町の取組

印南町自主防災組織連絡協議会設立 平成24年1月
防災避難訓練の実施（沿岸部：津波避難 山間部：土砂災害）
備蓄食料の配備（3日分：主要公共施設他）
印南町地域防災計画の改定 平成31年3月

②当会の取組

項 目	年 月	備 考
当会が事業運営を支援している印南町建設業協会と印南町との間で「災害時及び緊急を要する場合の応急対策業務に関する協定書」の締結をおこなった。	H20. 5. 2	協会会員18名 (R7. 12. 1現在)
当会が事業運営を支援している印南町管工事業協会と印南町水道事業管理者との間で「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」の締結を行った	H22. 9. 1	協会会員15名 (R7. 12. 1現在)
事業継続力強化計画策定事業者数	R2年度 R3年度 R4年度各1件	計3件
B C P 普及チラシ配布	R3年度	260部
B C P セミナー	R6. 12. 4	
災害状況報告システムの運用開始	R6年度中	

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組みにかかる印南町と印南町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていません。
- ・印南町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に実効性を伴う助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足しています。

- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか明確ではありません。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていません。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいません。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員はいません。

3 目標

＜自然災害リスクや感染症等リスクを認識の周知＞

職員が巡回時、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発刊するチラシやリーフレット等を持参し事業継続力強化計画策定の重要性や災害リスクの周知を図ります。特に発災時、建設事業者等には、中核のとなる事業の継続あるいは早期の復旧をしていただき、迅速な生活インフラや交通インフラの復旧に当たっていただく必要があるため、優先し事業継続力強化計画の策定を進めたいと考えます。

＜発災時における被災状況の把握＞

全国商工会連合会の「災害状況報告システム」の利用と周知を図ります。発災時システムにより得られた情報は町の担当部局と共有を図ります。

＜関係機関との連携体制の構築＞

「災害状況報告システム」により得られた情報は必要に応じて関係機関と共有します。また感染症については個人情報の保護を踏まえ関係機関との連携を図ります。

4 その他

当町の商工業者の内約91%は小規模事業者であります。いつ起こるかわからない災害に対して人手や時間、費用が掛かる事業継続計画や事業継続力強化計画策定等の事前対策は小規模事業者にとって、優先順位が高いとは言えないのが現状です。また当会には小規模事業者に対し実効性を伴う事業継続力強化計画策定や見直し、訓練について助言できる知識やノウハウを有する職員は不足しています。小規模事業者の支援を行うには和歌山県や和歌山県商工会連合会等が行う研修に加え事業継続強化計画に詳しい専門家などと共に行う支援でのOJT教育が必要と考えます

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・職員の巡回時に、当町のホームページにアップされているハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明します。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について専門家派遣事業等

を活用し専門家等と共に指導及び助言を行います。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・2020年12月22日第1版作成済み。

③関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施します。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・印南町防災担当部局・商工担当部局と印南町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議します。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当会は会員事業所との間で災害状況報告システム運用訓練を実施。また当町との連絡ルートの確認等を行います。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行います。
(災害用伝言ダイヤル(171)やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有します。)
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行います。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有します。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

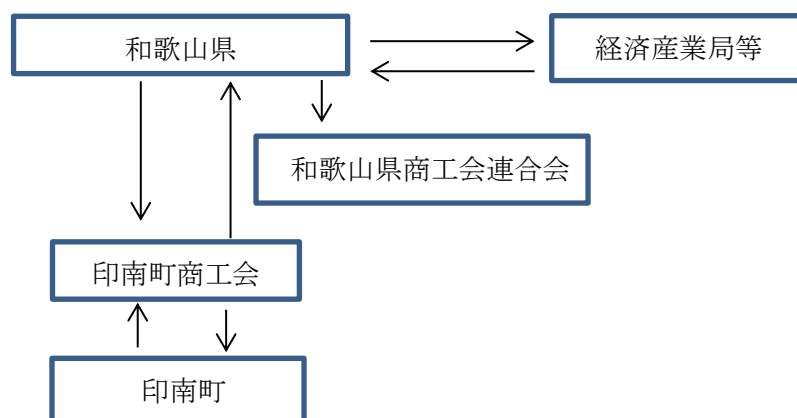
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有します。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた被害状況を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や印南町地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告します
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当町から和歌山県へ報告します



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、印南町と相談します（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

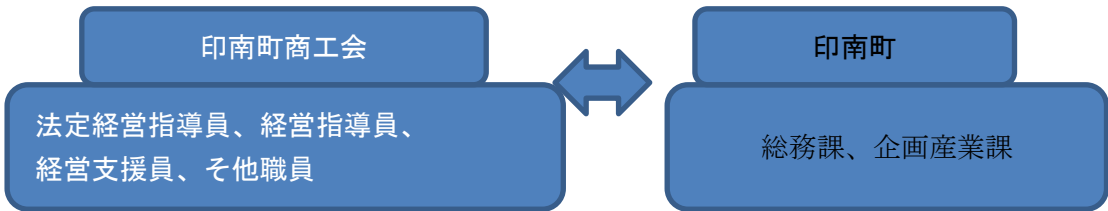
- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談します。

⑥その他

- ・本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 事務局長 稲葉恭造 連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 印南町商工会 経営支援課 〒649-1534 和歌山県日高郡印南町印南2 2 6 5 番地の4 TEL：0738-42-0217 / FAX：42-0401 E-mail：inami@feel.ocn.ne.jp	
(2) 関係市町村 印南町 企画産業課 〒649-1534 和歌山県日高郡印南町印南2 5 7 0 番地 TEL：0738-42-1737 / FAX：0738-42-1703 E-mail：kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

[illegible]

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、印南町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。